

表1 浄水・原水-水質基準項目

番号	項目	基準値	法令に基づく検査 (回/年換算)		独自に行う検査		設定理由
			法定検査 頻度	給水栓での 計画検査頻度	計画測定頻度(回/年)		
					浄水場出口	水源(原水)	
1	一般細菌	100個/mL以下	12	12	12	1	概ね1か月に1回の検査とされている項目。
2	大腸菌	検出されないこと	12	12	12	1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	4 ※a	4 ※c	1	1	概ね3か月に1回の検査とされている項目。
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	4 ※a	4 ※b	1	1	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	4 ※a	4 ※b	1	1	概ね3か月に1回の検査とされている項目です。 過去の検査結果から検査回数を減少できること なっていますが、安全性確認のため検査を行います。
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	4 ※a	4 ※b	1	1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	4 ※a	4 ※b	1	1	
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	4 ※a	4 ※b	1	1	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	4	4	4	1	概ね3か月に1回の検査とされている項目。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4	4	1	1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	4 ※a	4	12	1	概ね3か月に1回の検査とされている項目です。 過去の検査結果から検査回数を減少できること なっていますが、安全性確認のため検査を行います。
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4 ※a	4 ※b	1	1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	4 ※a	4 ※b	1	1	
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	4 ※a	4 ※b	1	1	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	4 ※a	4 ※b	1	1	概ね3か月に1回の検査とされている項目。 安全性確認のため検査を行います。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	4 ※a	4 ※b	1	1	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	4 ※a	4 ※b	1	1	概ね3か月に1回の検査とされている項目。 安全性確認のため検査を行います。
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	4 ※a	4 ※b	1	1	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	4 ※a	4 ※c	1	1	概ね3か月に1回の検査とされている項目。
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	4 ※a	4 ※b	1	1	
21	塩素酸	0.6mg/L以下	4	4	7	-	概ね3か月に1回の検査とされている項目です。
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4	4	4	-	
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	4	4	4	-	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	4	4	-	
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	4	4	4	-	
26	臭素酸	0.01mg/L以下	4	4	4	-	
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4	4	4	-	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	4	4	-	
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	4	4	4	-	
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	4	4	4	-	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4	4	4	-	概ね3か月に1回の検査とされている項目です。 過去の検査結果から検査回数を減少できること なっていますが、安全性確認のため検査を行います。
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	4 ※a	4 ※b	1	1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	4 ※a	4 ※b	1	1	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	4 ※a	4 ※b	1	1	
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	4 ※a	4 ※b	1	1	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	4 ※a	4	1	1	概ね3か月に1回の検査とされている項目。
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	4 ※a	4 ※b	1	1	
38	塩化物イオン	200mg/L以下	12	12	12	1	概ね1か月に1回の検査とされている項目。
39	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)	300mg/L以下	4 ※a	4	4	1	
40	蒸発残留物	500mg/L以下	4 ※a	4	4	1	概ね3か月に1回の検査とされている項目。
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	4 ※a	4 ※b	1	1	
42	ジェオスミン	0.0001mg/L以下	発生時期に月1回	発生時期に月1回	-	1	発生時期に概ね1か月に1回の検査とされている項目 です。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	発生時期に月1回	発生時期に月1回	-	1	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	4 ※a	4 ※b	1	1	概ね3か月に1回の検査とされている項目。 安全性確認のため検査を行います。
45	フェノール類	0.005mg/L以下	4 ※a	4 ※b	1	1	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3.0mg/L以下	12	12	12	1	概ね1か月に1回の検査とされている項目。
47	pH値	5.8以上8.6以下	12	12	12	1	
48	味	異常でないこと	12	12	12	-	
49	臭気	異常でないこと	12	12	12	1	
50	色度	5度以下	12	12	12	1	
51	濁度	2度以下	12	12	12	1	

※a・・・法令により過去3年間に於ける検査の結果により、検査頻度をを最大3年に1回に減らすことができる項目

※b・・・過去の検出状況から検査頻度を減らすことができる項目ですが、安全性確認のため概ね3か月に1回の検査を行う項目

※c・・・水質基準に設けられたばかりもしくは基準値の変更により、法令通り概ね3か月に1回の検査を行う項目

浄水場出口及び水源での原水の検査は浄水処理工程の適正な水質管理の面から行います。

番号21～31は塩素消毒を行った際に生成されるものなので、原水では検査を行いません。

表2 浄水—水質管理目標設定項目

	項目	目標値	計画測定頻度 (回/年)
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	1
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下	1
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	1
4	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	1
5	トルエン	0.4mg/L以下	1
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	1
7	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下	1
8	抱水クロラール	0.02mg/L以下	1
9	残留塩素	1.0mg/L以下	1
10	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	1
11	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	1
12	遊離炭酸	20mg/L以下	1
13	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	1
14	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/L以下	1
15	有機物等(KMnO4)	3.0mg/L以下	1
16	臭気強度(TON)	3以下	1
17	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	1
18	濁度	1度以下	1
19	pH値	7.5程度	1
20	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	1
21	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	1
22	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	1
23	従属栄養細菌	1mLの検水で形成される集落数が 2,000以下(暫定)	4

表3 原水—独自検査項目

	項目	基準値/目標値	計画測定頻度(回/年)
1	大腸菌	検出されないこと	4
2	嫌気性芽胞菌	検出されないこと	4
3	塩素要求量	—	1
4	アンモニア態窒素	—	1
5	鉄細菌	—	1

表4 原水－農薬検査項目

	農薬39項目	目標値(mg/L)	計画測定頻度(回/年)
1	1, 3-ジクロロプロペン(D-D)	0.05	1
2	2, 4-D(2, 4-PA)	0.02	1
3	EPN	0.004	1
4	アトラジン	0.01	1
5	アラクロール	0.03	1
6	イソキサチオン	0.005	1
7	エスプロカルブ	0.03	1
8	エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.004	1
9	オキシシン銅(有機銅)	0.03	1
10	カフェンストロール	0.008	1
11	カルボフラン	0.005	1
12	クロルピリホス	0.003	1
13	クロロタロニル(TPN)	0.05	1
14	ジウロン(DCMU)	0.02	1
15	ジクロベニル(DBN)	0.03	1
16	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004	1
17	シマジン(CAT)	0.003	1
18	シメリン	0.03	1
19	ダイアジノン	0.003	1
20	チウラム	0.02	1
21	チオベンカルブ	0.02	1
22	トリクロピル	0.006	1
23	トリクロルホン(DEP)	0.005	1
24	トリフルラリン	0.06	1
25	フィプロニル	0.0005	1
26	フェニトロチオン(MEP)	0.01	1
27	フェノブカルブ(BPMC)	0.03	1
28	フェンチオン(MPP)	0.006	1
29	フェントエート(PAP)	0.007	1
30	ブタミホス	0.02	1
31	プレチラクロール	0.05	1
32	プロベナゾール	0.05	1
33	プロモブチド	0.1	1
34	ベノミル	0.02	1
35	メコプロップ(MCPP)	0.05	1
36	メソミル	0.03	1
37	メチダチオン(DMTP)	0.004	1
38	メフェナセット	0.02	1
39	モリネート	0.005	1

表5 浄水—放射性物質

	項目	指標値	計画測定頻度(回/月)
1	放射性セシウム134及び137	併せて10Bq/kg	1

※放射性物質は3回(3か月)にわたり放射性セシウム134及び137が不検出(1Bq/kg未満)の場合、検査頻度を1回/3か月に減らします。また、検査結果や国の指針の変更により頻度は変更される恐れがあります。